



福岡医発第1516号(地)

平成18年11月17日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武



平成18年度「児童虐待防止推進月間」に関するチラシについて

11月は、児童虐待防止推進月間となっており、啓発用のチラシが福岡県保健福祉部児童家庭課より送付してまいりましたので、1部お送りいたします。

小郡三井医師会より

担当理事 毛利康茂



気づいてください。

虐待を受けている子どもは

サインをおくっています。

- ・ 不自然な傷や打撲のあと。
- ・ 着衣や髪の毛がいつも汚れている。
- ・ 表情が乏しい。
- ・ おどおどしている。
- ・ 落ち着きがなく、乱暴になる。
- ・ 親を避けようとする。
- ・ 夜遅くまで一人で遊んでいる。



『あなたの
「もしや？」が
子どもを救う。』



11月は
児童虐待防止推進月間です

「オレンジリボンには子どもの虐待を防止するというメッセージが込められています。」

子どもを虐待から守るための5か条

1. 「おかしい」と感じたら迷わず連絡（通告）
2. 「しつけのつもり…」は言い訳（子どもの立場で判断）
3. ひとりで抱え込まない（あなたにできることから即実行）
4. 親の立場より子どもの立場（子どもの命が最優先）
5. 虐待はあなたの周りでも起こりうる（特別なことではない）

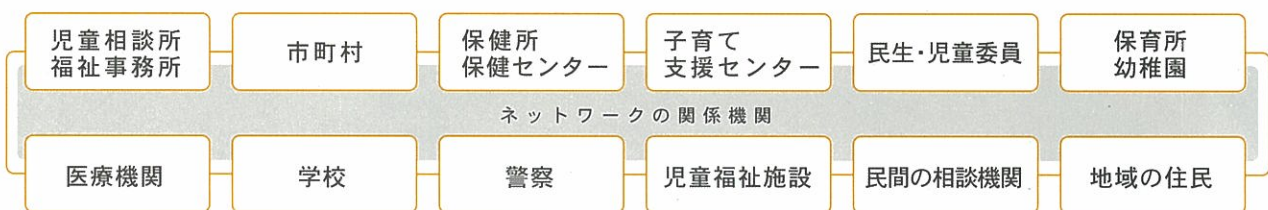
子どもたちを児童虐待から守るために。 地域のネットワークを活用しましょう。

●児童虐待とは・・・

- 身体的虐待……殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など
- 性的虐待……性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
- ネグレクト……家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、保護者以外の同居人による虐待を放置する など
- 心理的虐待……言葉による脅し、無視、兄弟間差別的扱い、子どもの前で配偶者やその他の家族などに対し暴力をふるう など

●虐待防止のネットワーク

ひとりで、また一つの機関では、子どもを虐待から守ることはできません。
「あなた」もネットワークの一員です。子どもを虐待から守るために協力してください。



児童虐待を防止するには、まず相談を。

●「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけたときは・・・

あなたのまわりに「虐待を受けたと思われる子ども」がいたら、
すぐに最寄りの市町村の窓口や児童相談所などに連絡(通告)してください。
通告は子どもを守るためのものです。医師や公務員の「守秘義務」違反にはなりません。
また、連絡した人が特定されないように、秘密は守られます。

●虐待を受けているとき・・・

例えば・・・
家族の誰かにいやなことを言われたり、いやなことをされたり、お腹がすいても食べるものがなかったり、叩かれたり殴られたりして痛い思いをしていたら。

●子育てについて不安を持っているとき・・・

例えば・・・
自分だけがうまく子育てできていない、
助けてくれる人がいない、子どもの行動が気に入らない、この子がいなかったら、など
思ってしまう、自分を追いつめていたら。

そんなとき、ひとりで悩まず、**市町村の窓口などに相談してください。**